

福島県消費生活審議会について

- 1 福島県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の設置目的（条例第 30 条）

知事の諮問に応じ、

 - ① 消費生活の安定及び向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項について調査又は審議する。
 - ② 消費者苦情についてあっせん又は調停を行う。
 - ③ 訴訟資金の貸付け等について審議する。
- 2 審議会の位置づけ（条例第 30 条）

知事の附属機関
- 3 審議会の組織及び運営（条例第 31 条、施行規則第 25 条）
 - (1) 委員の数 20 人以内。現在 16 人。
 - (2) 委員の構成 学識経験者（6 人）・消費者代表（5 人）・事業者代表（5 人）
 - (3) 委員の任期 2 年
 - (4) 会長 委員の互選により決定。会議の議長となる。
 - (5) 会議の定足数 委員の過半数の出席
 - (6) 庶務 生活環境部消費生活課において処理する。
- 4 審議会の開催状況
（令和 3 年度）
 - (1) 開催回数 2 回（6 月、9 月）
 - (2) 議題（福島県消費者教育推進地域協議会と同時開催）
 - ア 6 月 11 日開催
 - (ア) 福島県消費者基本計画の中間案について
 - イ 9 月 13 日開催
 - (ア) 福島県消費者基本計画の最終案について
 - (イ) 本県の消費者行政の概要について
 - (ウ) 消費者教育に関する取組について

消費者教育推進地域協議会について

- 1 福島県消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）の設置目的
関係機関相互の連携の強化を図り、消費者教育を総合的・一体的に推進する。
 - ① 県内における消費者教育の推進に関して構成員相互の情報交換及び調整を行う。
 - ② 福島県消費者教育推進計画の策定又は変更に関して意見を述べる。
 - ③ その他、消費者教育を推進するために必要と認められることを行う。

- 2 協議会の根拠規定（消費者教育の推進に関する法律第20条第1項）

都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

- 3 協議会の組織及び運営

- (1) 委員の数 20人以内。現在20人。
- (2) 委員の構成
学識経験者（6人）、消費者代表（5人）、事業者代表（5人）
福祉関係者（2人）、学校・教職員（2人）
- (3) 委員の任期 2年
- (4) 会長 委員の互選により決定。会議の議長となる。
- (5) 会議の定足数 委員の過半数の出席
- (6) 庶務 生活環境部消費生活課において処理する。

- 4 協議会の開催状況

（令和3年度）

- (1) 開催回数 2回（6月、9月）
- (2) 議題（福島県消費生活審議会と同時開催）
 - ア 6月11日開催
 - (ア) 福島県消費者基本計画の中間案について
 - イ 9月13日開催
 - (ア) 福島県消費者基本計画の最終案について
 - (イ) 本県の消費者行政の概要について
 - (ウ) 消費者教育に関する取組について

○福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（抄）

昭和五十二年八月一日
福島県条例第三十九号

（消費生活審議会の設置）

第三十条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項について調査又は審議し、消費者苦情についてあつせん又は調停を行い、並びに訴訟資金の貸付け等について審議するため、知事の附属機関として消費生活審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平一六条例五六・一部改正)

（審議会の組織及び運営）

第三十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 消費者
- 三 事業者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長一人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。

○福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（抄）

昭和五十二年八月一日
福島県規則第四十六号

（審議会の運営）

第二十五条 条例第三十条に規定する審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室消費生活課において処理する。

(昭五三規則一七・平六規則五六・平一四規則七一・平一五規則五四・一部改正、平一六規則六四・旧第十八条繰上・一部改正・旧第十六条繰下、平一八規則九四・平二〇規則六四・一部改正)

（審議会の部会）

第二十六条 審議会は、その定めるところにより、苦情処理部会その他の部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の会長(以下「会長」という。)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。ただし、部会の設置後最初に開催される会議及び委員の任期満了に伴い新たに組織された部会の最初に開催される会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 8 前条第三項及び第四項の規定は、部会に準用する。

(平一六規則六四・追加・旧第十七条繰下)

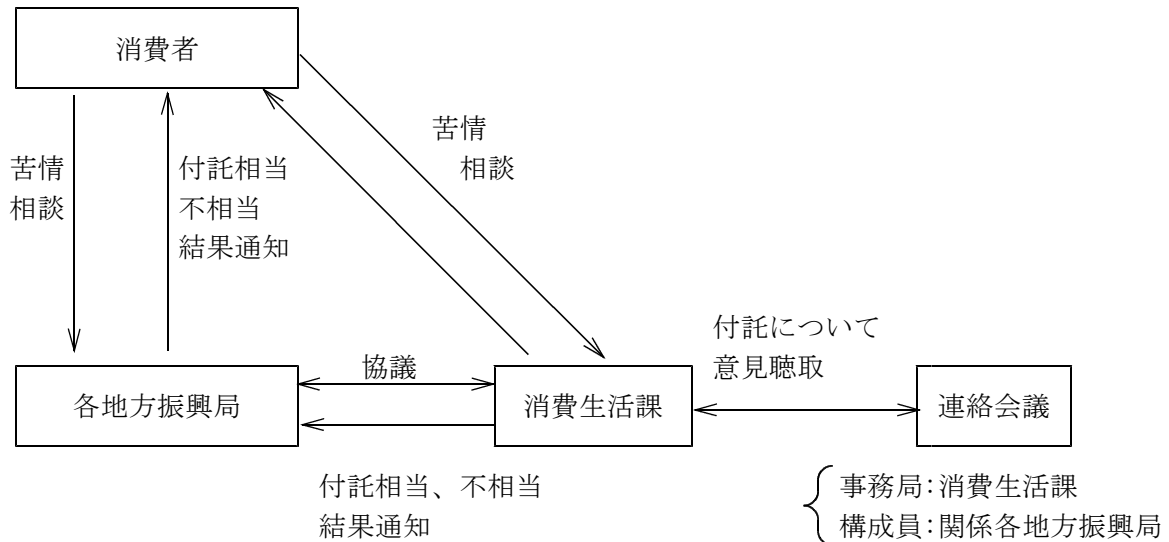
(委任)

第二十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

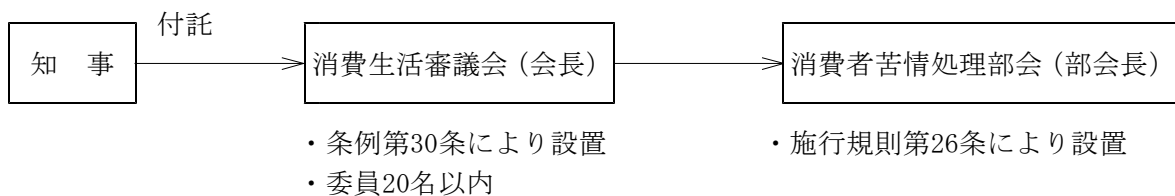
(平一六規則六四・追加・旧第十八条繰下)

消費者苦情処理手続

◎消費生活審議会（消費者苦情処理部会）への付託手続



○消費者苦情処理部会への付託



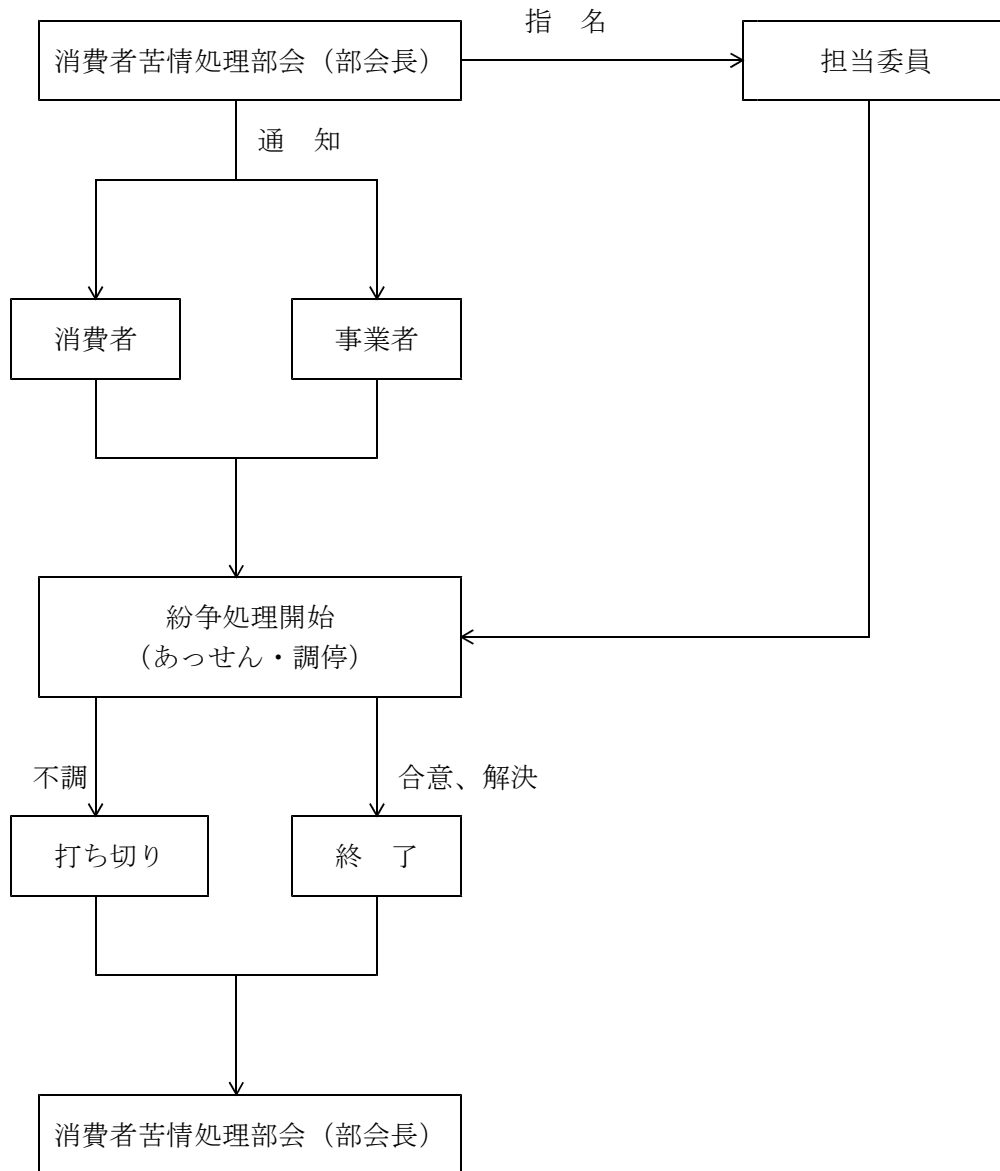
※条例第22条第2項

知事は、消費者から消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、その解決を図るため、あつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

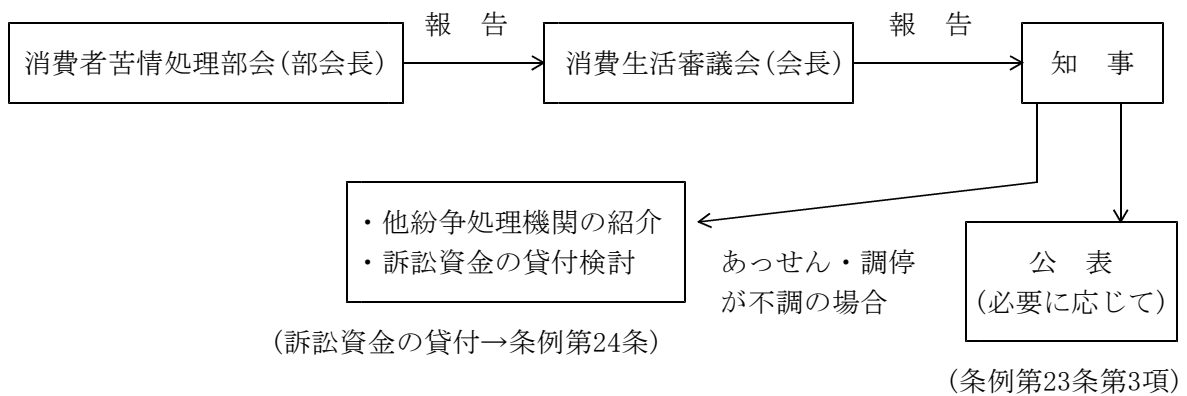
条例第23条第1項

知事は、前条第二項の規定による消費者苦情が同項の規定による措置によつては解決が困難であると認める場合は、その解決を図るため、別に定めるところにより当該消費者苦情を消費生活審議会のあつせん又は調停に付すことができる。

○消費者苦情処理部会における苦情処理



○消費者苦情処理結果の報告



福島県消費者教育推進地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 県内の消費生活の安定及び向上に寄与するため、関係機関相互の連携の強化を図り、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として、福島県消費者教育推進地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県内における消費者教育の推進に関して構成員相互の情報交換及び調整を行うこと。
- (2) 福島県消費者教育推進計画の策定又は変更に関して意見を述べること。
- (3) その他、消費者教育を推進するために必要と認められること。

(組織等)

第3条 地域協議会は、知事が委嘱する委員二十名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 地域協議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(運営)

第4条 地域協議会の会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された地域協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、地域協議会の会議の議長となる。
- 3 地域協議会の事務局は、生活環境部生活環境総室消費生活課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月8日から施行する。
- 2 設置の際の委員の任期は、平成26年7月24日までとする。